
居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項及び運営規定

当事業所では、介護保険制度に基づく**「居宅療養管理指導」**サービスを提供しています。

厚生省令第37号第8条に基づいて、サービスのご利用にあたりご説明すべき重要事項及び運営規定をご案内いたします。

【注記】

本規定における「当事業所」とは、居宅療養管理指導の指定を受けている個別の「保険薬局」（ご契約いただいた薬局）を指します。

1. 事業の目的と運営方針

目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治医など（主治の医師等）が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問が必要と認められた利用者様に対し、薬局の薬剤師が適切に居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

運営方針

- 利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービス提供に努めます。
- 市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者など、保健、医療、福祉サービスを提供する関係者と密接に連携します。
- 利用者様ご本人の療養に資するなどの目的で、直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を他に漏らしません。
- 関係者への情報提供は、情報漏洩を防ぐため、安全管理を講じた上でネットワークを経由したシステムを通じて行う場合があります。

2. 提供するサービス【居宅療養管理指導サービス】

当事業所の薬剤師がご自宅を訪問し、以下のサービスを提供します。

- **薬剤の調製と説明：**医師の処方箋に基づき薬剤を調製し、ご自宅で薬剤の保管・管理や使用方法などをご説明し、有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

- **医師への情報提供・処方提案**：利用者様の服薬状況や体調変化などの情報を医師へ定期的に報告するほか、薬の専門家としてより良い薬物療法につながる適切な処方を医師へ提案します。
- **不要薬剤等の対応**：使用期限切れなどにより有効かつ安全にご使用いただけないと判断した薬剤については、回収・処分する場合があります。
- **ケアプラン策定への情報提供**：居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）の策定に必要な情報を提供します。服用中の薬や生活環境に及ぼす影響などについて「居宅療養管理指導報告書」を提出いたします。
- **ご相談・ご質問への対応**：サービス提供は懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。薬に関するご質問やご心配な点があれば、ご遠慮なく担当薬剤師にご相談ください。

＜薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容＞

- 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤服用歴の管理
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ADL（日常生活動作）、QOL（生活の質）等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

3. 担当薬剤師について

- 担当薬剤師は、身分を証明するものを常に携帯しています。ご要望に応じていつでも提示いたします。
- **変更の申し出**：利用者様は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。サービスの目的に反するなどの正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

- **事業所による変更**：担当薬剤師が退職するなど正当な理由がある場合に限り、当事業所の判断で担当薬剤師を変更することがあります。

4. 職員体制・営業日時・緊急時の対応

項目	内容
職員の体制	職員の職種、員数、管理者の氏名及び職務の内容等、職員の体制の詳細は、 店舗ページにて確認ください。
営業日時	当事業所の通常の営業日時は、 保険薬局営業時間と同じ です。詳細には、 店舗のページにて確認ください
緊急時の対応	24時間連絡体制 ：携帯電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。 医療機関への連絡 ：必要に応じ、主治医や医療機関に連絡し対応を図ります。 緊急訪問 ：医師の求めで緊急訪問薬剤管理指導を実施した場合、計画に基づき 最大で月4回 （末期の悪性腫瘍や麻薬投与が必要な利用者様は 最大月8回 ）実施いたします。（公的医療保険の適用となります）

5. 利用料金（介護保険適用）

サービスの利用料は、介護保険制度の規定に基づき以下の通り定められています。（**以下は1割負担の場合**）

居宅療養管理指導費	1回当たり（1割負担）
単一建物診療患者 1人 に対して行う場合	518円

単一建物診療患者2～9人に対して行う場合	379円
上記以外の場合	342円

加算される費用（1回当たり・1割負担）

加算対象	1回当たり（1割負担）	備考
医療用麻薬持続注射療法を行っている場合	250円	
麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合	100円	上記「医療用麻薬持続注射療法」の加算が適用になる場合は加算されません。
中心静脈栄養法を行っている場合	150円	

- 上記のほか、薬代や薬剤の調製にかかる費用の一部をご負担いただきます。
- 実際の負担割合（1～3割）については、介護保険負担割合証をご確認ください。
- 利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しており、算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。
- 居宅療養管理指導に要した交通費は別途実費にて請求させていただく場合があります。

6. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に関し、苦情やご相談がございましたら、当事業所までご連絡ください。

7. その他運営に関する重要事項

- 従業者は、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を保持します。また、退職後もこれらの秘密を保持するよう雇用契約の内容としています。
- サービス担当者会議などで個人情報を用いる場合は、予め利用者様またはご家族の同意を文書で得ておくこととします。
- 当事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため**定期的な研修の機会を設け**、また質の保証ができる業務態勢を整備します。
- この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、**当事業所**の管理者との協議に基づいて定めるものとします。